

3次公募においては、交付申請を随時受け付け、順次審査を行い、審査完了したものから速やかに交付決定を行います。

令和6年度補正予算

省エネルギー投資促進・需要構造転換
支援事業費補助金

si 一般社団法人
環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative



【はじめに】補助金を申請及び受給される皆様へ

本補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。

当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

補助金を申請される方、採択されて補助金を受給される方は、以下の内容をよくご理解のうえ、補助金受給に関する全ての手続きを適正に行ってください。

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- ② SIIが定める交付規程
- ③ 本事業の公募要領



➤ 各事業区分概要

➤ 事業概要

補助対象事業における各要件について

- 補助対象事業の要件
- 補助対象事業者
- 企業体の定義について
- 共同申請について(リースを活用する場合)
- GX要件について
- 省エネ法特定事業者等の要件について
- 申請単位
- 工場・事業場間一体省エネルギー事業
- 連携事業
- 複数年度事業



動画の構成

- **事業概要(補助対象経費等)**
 - 補助対象経費
 - 補助率及び補助金限度額
- **補助事業期間と事業実施スケジュール**
 - 補助事業期間
 - 事業実施スケジュール
- **各区分の概要(Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ)**
 - (Ⅰ)工場・事業場型
 - (Ⅱ)電化・脱炭素燃転型
 - 非化石化の考え方
 - (Ⅳ)エネルギー需要最適化型



動画の構成

- **申請方法について**
 - 申請パターン
 - 申請方法
 - 申請パターン例
 - 組み合わせ申請の留意事項
- **交付申請以降の流れ**
 - 交付申請の手順
 - 申請にあたっての留意点
 - 審査について
 - 交付決定について
 - 補助事業の実施
 - 実績報告及び補助金の確定
 - その他の注意事項
- **お問い合わせ先**



動画の構成

各事業区分概要

本補助金は、省エネルギー性能の高い設備及び機器への更新等に要する経費の一部を支援する補助金です。次に掲げる事業区分(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅳ)に該当するものが補助対象事業となります。

(Ⅰ)工場・事業場型	先進枠	資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した「先進設備・システム」へ更新等する事業
	一般枠	機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する「オーダーメイド型設備」、又はSIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した「指定設備」へ更新等する事業
	中小企業投資促進枠	
(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型		化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う指定設備等へ更新等する事業
(Ⅲ)設備単位型		SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した指定設備へ更新する事業
(Ⅳ)エネルギー需要最適化型		SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業

※ なお、事業区分(Ⅲ)を申請する場合は、省エネルギー投資促進支援事業費補助金での申請となりますので、ご注意ください。

各事業区分概要

本補助金は、省エネルギー性能の高い設備及び機器への更新等に要する経費の一部を支援する補助金です。次に掲げる事業区分(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅳ)に該当するものが補助対象事業となります。

(Ⅰ)工場・事業場型	先進枠	資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した「先進設備・システム」へ更新等する事業
	一般枠	機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する「オーダーメイド型設備」、又はSIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した「指定設備」へ更新等する事業
	中小企業投資促進枠	
(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型		化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う指定設備等へ更新等する事業
(Ⅲ)設備単位型		SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した指定設備へ更新する事業
(Ⅳ)エネルギー需要最適化型		SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業

※ なお、事業区分(Ⅲ)を申請する場合は、省エネルギー投資促進支援事業費補助金での申請となりますので、ご注意ください。

各事業区分概要

本補助金は、省エネルギー性能の高い設備及び機器への更新等に要する経費の一部を支援する補助金です。次に掲げる事業区分(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅳ)に該当するものが補助対象事業となります。

(Ⅰ)工場・事業場型	先進枠	資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した「先進設備・システム」へ更新等する事業
	一般枠	機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する「オーダーメイド型設備」、又はSIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した「指定設備」へ更新等する事業
	中小企業投資促進枠	
(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型		化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う指定設備等へ更新等する事業
(Ⅲ)設備単位型		SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した指定設備へ更新する事業
(Ⅳ)エネルギー需要最適化型		SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業

※ なお、事業区分(Ⅲ)を申請する場合は、省エネルギー投資促進支援事業費補助金での申請となりますので、ご注意ください。

各事業区分概要

本補助金は、省エネルギー性能の高い設備及び機器への更新等に要する経費の一部を支援する補助金です。次に掲げる事業区分(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅳ)に該当するものが補助対象事業となります。

(Ⅰ)工場・事業場型	先進枠	資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した「先進設備・システム」へ更新等する事業
	一般枠	機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する「オーダーメイド型設備」、又はSIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した「指定設備」へ更新等する事業
	中小企業投資促進枠	
(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型		化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う指定設備等へ更新等する事業
(Ⅲ)設備単位型		SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した指定設備へ更新する事業
(Ⅳ)エネルギー需要最適化型		SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業

※ なお、事業区分(Ⅲ)を申請する場合は、省エネルギー投資促進支援事業費補助金での申請となりますので、ご注意ください。

各事業区分概要

本補助金は、省エネルギー性能の高い設備及び機器への更新等に要する経費の一部を支援する補助金です。次に掲げる事業区分(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅳ)に該当するものが補助対象事業となります。

(Ⅰ)工場・事業場型	先進枠	資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した「先進設備・システム」へ更新等する事業
	一般枠	機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する「オーダーメイド型設備」、又はSIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した「指定設備」へ更新等する事業
	中小企業投資促進枠	
(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型		化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う指定設備等へ更新等する事業
(Ⅲ)設備単位型		SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した指定設備へ更新する事業
(Ⅳ)エネルギー需要最適化型		SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業

※ なお、事業区分(Ⅲ)を申請する場合は、省エネルギー投資促進支援事業費補助金での申請となりますので、ご注意ください。

事業概要

補助対象事業における各要件について



補助対象事業の要件①

➤ 補助対象事業は、以下の「省エネルギー効果の要件」を満たす必要があります。

省エネルギー効果の要件		
(I)工場・事業場型	先進枠	原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率＋非化石割合増加率: 30%以上 ②省エネ量＋非化石使用量: 1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率: 15%以上
	一般枠	原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率＋非化石割合増加率: 10%以上 ②省エネ量＋非化石使用量: 700kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率: 7%以上
	中小企業投資促進枠	原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率＋非化石割合増加率: 7%以上 ②省エネ量＋非化石使用量: 500kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率: 5%以上 ※ SIIが指定するフォーマットにより、一般枠の効果を満たす事業計画書を作成・公表すること。

※ 非化石転換の場合も増エネ設備は対象外です。

補助対象事業の要件②

省エネルギー効果の要件(続き)

(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型

電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと
(ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ)
対象設備は、SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、
補助対象設備として登録及び公表した以下の指定設備

- ① 産業ヒートポンプ
- ② 業務用ヒートポンプ給湯器
- ③ 低炭素工業炉
- ④ 高効率コージェネレーション
- ⑤ 高性能ボイラ

※ 上記①～⑤に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」のうち、電化・脱炭素燃転に資するとして指定した設備も対象となります。

※ (Ⅱ)電化・脱炭素燃転型の省エネルギー量は、申請者が独自に省エネルギー計算を行い、省エネルギー量を算出して申請してください。

補助対象事業の要件③

省エネルギー効果の要件(続き)

(IV)エネルギー需要最適化型

SIIが予め定めたシステム要件を満たし、補助対象設備として登録及び公表したEMSを導入して、導入する範囲において設備又は工程単位のエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を実施すること
EMSを活用した省エネの中長期計画を作成、改善による成果の公表を行うこと
(原油換算量ベースで2%改善を目安とする)

- ただし、補助対象事業のうち、事業区分(I)は、以下全ての事業要件を満たす必要があります。
- 投資回収年数が5年以上であること
 - 「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業
 - ※ なお、この中小企業者に該当しない会社法上の会社は、みなし大企業を含みます。
 - 経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1kl以上の事業
 - 導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できる事業
 - 導入設備がトップランナー制度対象機器の場合は、エネルギー消費効率の基準値を満たすこと

補助対象事業と認められない例



- 新築・新設の事業所へ新たに導入する設備
- 既存の事業所において新たに設備を追加する増設
- 事業活動に供していない設備※を更新する事業は対象外とする。
※ 天災その他の不可抗力により事業活動に供していない設備を除く。
- 専ら居住を目的とした事業所又は居住エリアにおける設備更新
- 発電設備を新たに導入して売電を目的とする事業
- 売電する事業所が発電設備を更新して売電量を増加させる事業

上記の事業は交付申請が出来ません！

補助対象事業者①

交付申請をする者(申請者)の主な要件

- 国内において事業活動を営んでいる法人及び個人事業主であること
- 直近の年度決算において債務超過でないこと
- 本事業により国内において設置する補助対象設備の所有者であり、その補助対象設備の処分制限期間中、継続的に使用する者であること
- 取得した補助対象設備を、取得財産等管理台帳に記載の上、善良な管理者の注意をもってその設備等を管理し、運用を図る者であること
- 成果報告時に、補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できる事業者であること



補助対象事業者②

交付申請をする者(申請者)の主な要件

- 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること
- 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者ではないこと
- 会計検査院による現地検査等の受検に際し、事業者として会社単位で誠実に対応することが可能な事業者であること



企業体の定義について <中小企業者等①>

中小企業者

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に準じ、所定の条件を満たす者

業種	以下のいずれかを満たしていること	
	資本金	従業員数
① 製造業、その他	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5千万円以下	50人以下
④ サービス業	5千万円以下	100人以下

※ 複数業種を営んでいる場合の主たる業種の判断については、直近年度の売上高等の最も大きい事業で判断してください。

以下のいずれかに該当する場合は「みなし大企業」とし、中小企業者とはなりません。

- 資本金、又は出資金が5億円以上の法人に、直接又は間接に100%の株式を保有される場合
※ 但し、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業に該当する場合は除きます。
- 交付申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年、又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える場合

企業体の定義について <中小企業者等②>

中小企業団体等

- 中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法に基づき設立した法人
- ※ 該当する場合は申請時に認可証の写しを提出してください。

個人事業主(青色申告者のみ)

その他中小企業者等(会社法上の会社以外)

- 会社法上の会社以外の法人であって、従業員が300人以下の法人
 - ※ 「会社法上の会社」とは、株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社を指します。
 - ※ 「会社法上の会社以外の法人」とは、「社会福祉法人」「医療法人」「学校法人」「特定非営利活動法人(NPO法人)」「中小企業団体等以外の協同組合」等をいいます。

企業体の定義について <その他、大企業>

その他

- みなし大企業に該当する法人
- 「会社法上の会社」以外の法人であって従業員が300人超えの法人

大企業(要件を満たす場合のみ申請が可能)

- 「中小企業者等」、「その他」以外の法人で、以下3つの要件のいずれかを満たすこと

① 省エネ法の事業者クラス分け評価制度において、「令和6年定期報告書分」として『Sクラス』に該当する事業者

※ 原則、公募締切時点で「令和6年定期報告書分」として資源エネルギー庁ホームページでSクラスとして公表されていることが確認できる事業者です。

② 省エネ法の事業者クラス分け評価制度において『Aクラス』に該当する事業者

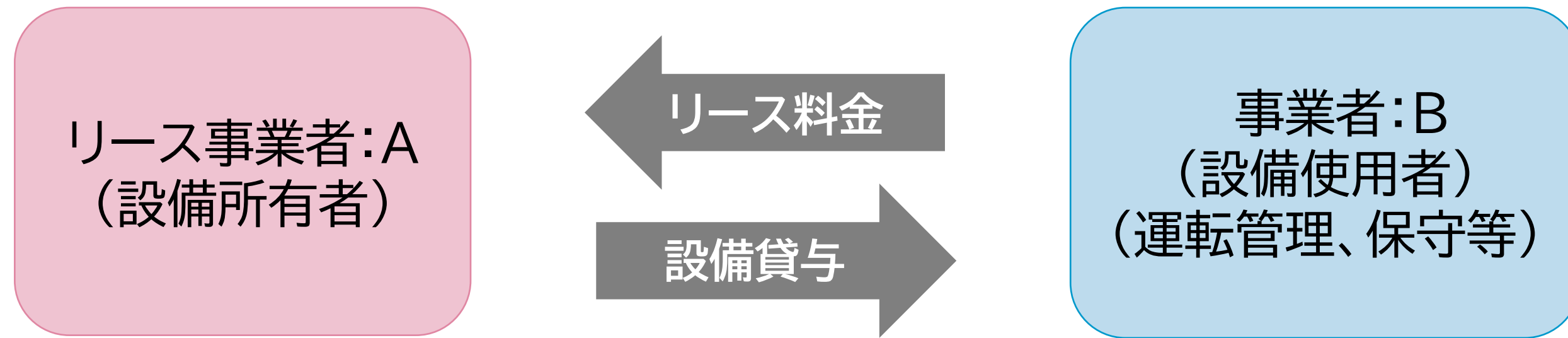
※ 令和6年度定期報告書「特定第4表事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況」を提出すること

③ 中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者

共同申請について(リースを活用する場合)

- リースの場合は、リース料金から補助金相当分を減額する必要があります。

リース料金から補助金相当分を減額する



- 同一事業において、設備使用者による設備購入とリース事業者による設備購入の併用は不可
- リース契約として共同申請する場合であっても、リース契約内容が、残価設定付リース契約及び割賦契約の場合は対象外
- 補助対象設備を処分制限期間中、使用することを前提としたリース契約とする
 - ※ 処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は補助対象となります。
 - ※ 共同申請を行うリース事業者には、大企業についての補助事業者要件は課しません。

GX要件について①

➤ 本事業の事業区分(Ⅰ)、(Ⅱ)の申請者は、以下の要件を満たす必要があります。

(1) GX推進への取組に関する要件

会社法上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)に該当する法人(民間企業)については、原則、以下GX推進への取組の実施について表明する事業者。

※ SIIのホームページで公表するフォーマットにて、以下の取組にかかる意思を表明すること。

	CO2排出量が20万t以上の民間企業	CO2排出量が20万t未満の民間企業又は中小企業
①	温室効果ガス排出削減のための取組を実施すること。(GXリーグに参加する場合には、これらの取組を実施したものとみなす)	本事業により見込まれる省エネ効果を含めた省エネ計画の提出をもって、それに替えることができる。
②	企業の成長(例:コスト競争力の向上、海外市場の獲得)につながる今後の方針を策定すること。	
③	必要な人材の確保に向けた取組(例:継続的な賃上げ)を進めること。	

GX要件について②

- 本事業の事業区分(Ⅰ)、(Ⅱ)において、低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業等を実施する申請者は、以下の要件を満たす必要があります。

(2) 低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業等に関する要件

石炭・石油等からガス等のより低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業又は、継続して化石燃料を使用する事業を実施する補助対象事業者に対しては、以下のコミットメントを求める。

<コミットメント内容>

将来的な化石燃料へのロックイン(利用の固定化)を回避するため、水素・アンモニア・合成メタン等の非化石エネルギーの社会実装局面において、水素・アンモニアの利用や合成メタンの追加的な導入など、非化石エネルギーへの転換に向けた取組を行うことを検討し、技術的かつ経済的に可能な範囲内でそれを実施すること。

※ SIIのホームページで公表するフォーマットにて、上記の意思を表明すること。

➤ 詳細は公募要領をご確認ください。

省エネ法特定事業者等の要件について

- 省エネ法特定事業者等(年間エネルギー使用量が原油換算1,500kl以上の事業者)は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度への参加を宣言し、令和7年度公表分の開示シートを公表することを要件とします。
 - 開示シートを作成する際には、本補助金による計画及び実績(省エネ効果を含む)を、開示シート上の自由記述欄に記載してください。
- ※ 令和6年度から継続参加する事業者も含む。継続参加しているかの確認は、EEGS(省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム)から確認すること
- ※ 令和7年度から新規参加する場合は、EEGS等から参加宣言をすること
- ※ 交付決定までに、EEGSから開示制度への参加登録時または「参加表明メール再送」ボタン押下時に送付される自動返信メールの写しを提出すること

申請単位

- 原則、エネルギー管理を一体で行う事業所単位で申請が必要です。

エネルギー管理を一体で行う事業所単位とは

事業所で使用する全てのエネルギーを一元的に管理し、エネルギーコストを正確に把握している事業所の単位のことをいいます。

- 省エネ法に基づいて定期報告書を提出している場合は、定期報告書内の事業所単位で申請すること
- 定期報告書を提出していない場合、電気・ガス・油等のエネルギー契約を行う事業所単位で申請すること



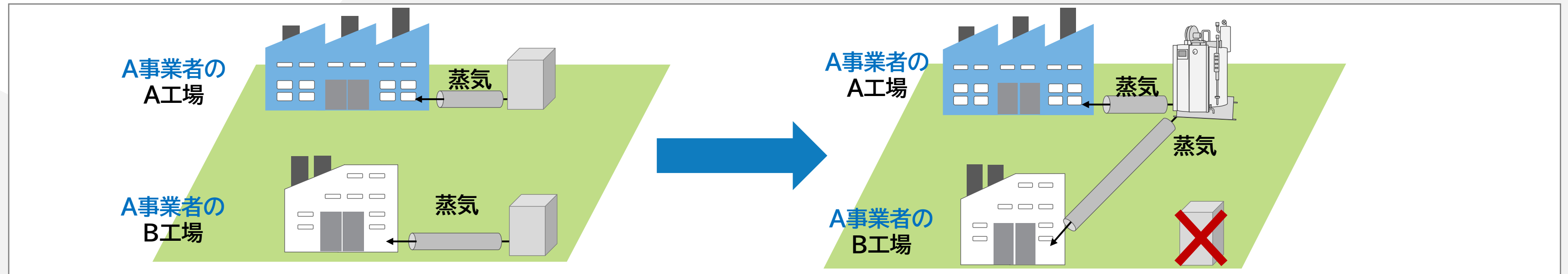
<共同申請とする場合について>

- エネルギー管理を一体で行う単位が、複数の事業者の場合は、エネルギー管理を一体で行っている全ての事業者による共同申請とすること
- 導入設備の所有者と使用者が異なる場合は、設備の所有者と使用者で共同申請とすること

工場・事業場間一体省エネルギー事業

- 同一事業者が自らの異なる事業所間において、ユーティリティ設備の共有や、生産設備の統合により、一体となって省エネルギーを行う事業のことをいいます。

＜例：同一事業者によるユーティリティ設備の共有による省エネルギー事業＞



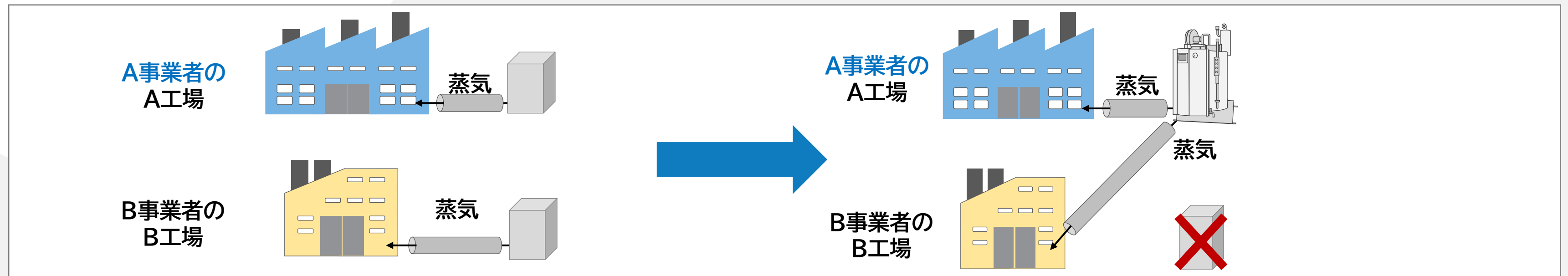
工場・事業場間一体省エネルギー事業の場合、以下の要件を満たすこと

- 複数の事業所を一体として、事業実施前後のエネルギー使用量を比較し、該当する事業区分の申請要件を満たすこと
また、事業所ごとの原油換算表、及び複数の事業所を合算した原油換算表を事業の実施前後それぞれで作成・提出すること

連携事業

- 複数の事業者が連携し、一体となって省エネルギーを行う事業のことをいいます。

<例:複数の事業者の連携による省エネルギー事業>

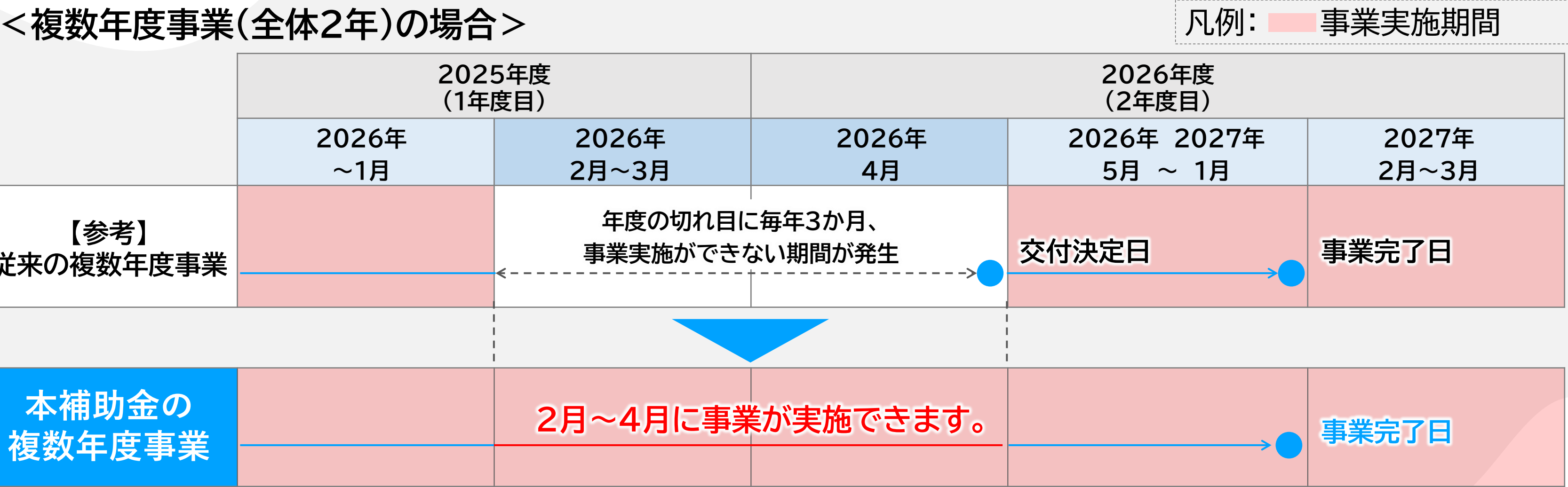


複数事業者の連携事業の場合、以下の要件を満たすこと

- 複数事業者の事業所を一体として、事業実施前後のエネルギー使用量を比較し、該当する事業区分の申請要件を満たすこと
- 原則として、連携省エネルギー計画の認定申請を行う事業(既に申請を行っている者及び認定を受けている者を含む)とする
 - 連携省エネルギー計画の詳細については、資源エネルギー庁ホームページの「連携省エネルギー計画申請の手引き」をご覧ください。
 - 申請に係る留意事項の詳細は公募要領をご確認ください。

複数年度事業

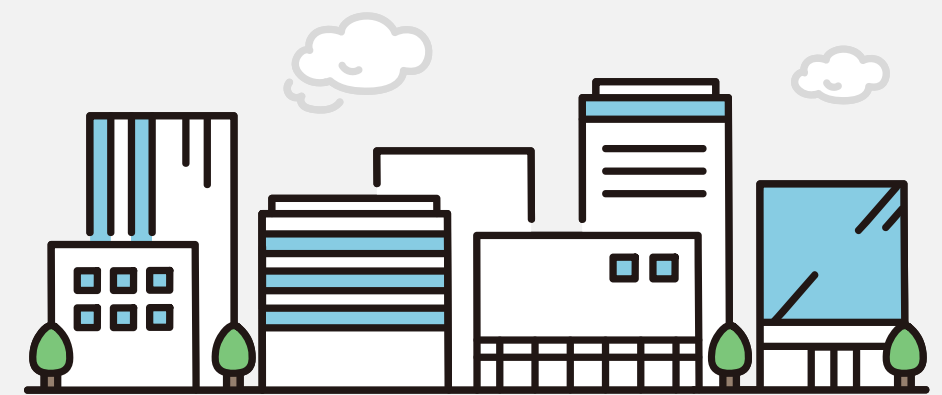
- 本補助金は、複数年の投資・事業計画に切れ目なく対応できる制度です。
- 以下の要件を全て満たす事業について申請をすることが可能です。
 - ① 事業規模が大きく(原則として補助対象経費が5千万円以上の事業)、単年度での実施が困難な事業であること ※事業区分(Ⅰ)の場合
 - ② 年度ごとの発生経費を明確に区分した事業計画が策定可能であること



※ 詳細は公募要領「5. 複数年度事業」を参照してください。

事業概要

補助対象経費等



補助対象経費①（Ⅰ）工場・事業場型、(Ⅳ)エネルギー需要最適化型

➤ 補助対象経費は、補助対象設備に係る設計費、設備費、工事費となります。

区 分	内 容
設 計 費	補助事業の実施に必要な機械装置の設計費 システム設計費等
設 備 費	補助事業の実施に必要な機械装置、製造(改修を含む。)に要する経費
工 事 費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費

- ※ 個別のシステム設計や強度計算等が発生し、対価に応じた成果物(設計図書等)が作成される場合、これらを設計費として計上することができます。
- ※ 工事実施に伴う工事用図面等は、設計費ではなく、工事費に含めます。

補助対象経費②（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型

➤ 補助対象経費は、補助対象設備に係る設備費のみとなります。ただし、中小企業者等に限り工事費も対象となります。

区 分	内 容
設 備 費	補助事業の実施に必要な機械装置、製造(改修を含む。)に要する経費
工 事 費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費 ※ 中小企業者等のみ対象

補助対象経費③

➤ なお、以下の経費については補助対象外となります。

- SIIが補助対象外と判断した機器、設備、構造物、基礎工事等
- 補助金交付決定が行われる以前に係る経費（事前調査費等）
- 建屋等の建築物・外構工事に係る経費、及び事業に直接関係のない工事に係る経費
- 既存設備・システムの解体・撤去・移設に係る経費
- 消費税及び地方消費税

補助率及び補助金限度額①

各事業区分の補助率について

	(Ⅰ)工場・事業場型			(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型	(Ⅳ)エネルギー需要最適化型
	先進枠	一般枠	中小企業投資促進枠		
中小企業者等	2/3以内 うち、オーダーメイド型設備、指定設備 1/2以内	1/2以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内	1/2以内 ※投資回収年数5年未満の事業は1/3以内	1/2以内	1/2以内
上記以外 (みなし大企業を含む)	1/2以内 うち、オーダーメイド型設備、指定設備 1/3以内	1/3以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内	対象外		1/3以内

補助率及び補助金限度額②

各事業の補助金限度額について

		(Ⅰ)工場・事業場型		(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型	(Ⅳ)エネルギー需要最適化型
		先進枠	一般枠/ 中小企業投資促進枠		
上限額	単年度	15億円/年度 (20億円/年度)	15億円/年度 (20億円/年度)	3億円/年度 (5億円/年度)	1億円/年度
	複数年 度	30億円/事業全体 (40億円)	20億円/事業全体 (30億円) ※連携事業の場合は30億円(40億円)	3億円/事業全体 (5億円)	1億円/事業全体
下限額		100万円/年度 ※初年度を除く	100万円/年度 ※初年度を除く	30万円/事業全体	30万円/事業全体

- ※ ()括弧内は非化石を含む申請の場合の上限額を示す。なお、(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型の場合は電化する申請の場合の上限額を示す。
- ※ (Ⅳ)エネルギー需要最適化型を組み合わせる場合は、該当する事業区分と(Ⅳ)エネルギー需要最適化型それぞれ
の上限額が適用されます。
- ※ 複数年事業および連携事業の年度あたりの上限額は15億円(非化石申請時は20億円)となります。
- ※ 複数年事業の2025年度分(1年度目)は、下限額を設けません。